

カフェ・飲食店等の店舗が FON スポットを設置することに関する特記事項

この特記事項は、カフェ・飲食店等の店舗(店舗)が FON スポットを設置する場合に適用されるものであり、店舗は以下の点を遵守・同意しなければならない。

1.<事前要求>

1.1.店舗は、「FON のユーザー規約」に規定されている、FON がユーザーに対して提供するサービス及び責任等を店舗自らが「FON スポットのユーザー」に提供しなければなりません。

1.2.FON は店舗に対して認証サーバーの提供を無償にて行い、FON スポットへのアクセスを提供、制御し、FON スポットを通じて接続する Fonero、Alien、の確認、ならびにゲスト ID 利用者を含む認証を行うものとします。

1.3.FON は、FON スポットにアクセスした者の数、および各 FON スポットにアクセスしたユーザーのタイプを記録します。

2.<付帯サービス>

店舗は、あくまで飲食サービス等料金を徴収する主たるサービスに付随するサービスとして電気通信役務を「FON スポットのユーザー」に無償で提供しなければなりません。

3.<電気通信役務の提供主体>

店舗は、FON に対して認証委託を行い、電気通信役務の提供主体として、「FON スポットのユーザー」にあまねくサービス提供をしなければなりません。そのために、FON ハードウェアに誰もがアクセス可能な「ゲスト ID」を設定しなければなりません。

4.<FON ハードウェアの設置場所>

店舗は、FON ハードウェアを、自社の管理する敷地内に設置しなければなりません。

5.<広告>

店舗は、FON アクセス・ポータルに自社の飲食サービス等に関する広告掲載を行っても構いません。しかしながら、第三者の広告を有料で掲載することはできません。

6.<ステッカー等の掲示>

店舗は、FON スポットであることを告知する屋外へのステッカー、のぼり等の掲示を行うことは自由ですが、「ゲスト ID」を屋外に掲示してはなりません。また、店舗は FON スポットの利用者に対して、無料サービスである点などの提供条件をわかりやすく伝える措置を講じる必要があります。

7.<ISP>

店舗は、Fonero、Alien、ゲスト ID 利用者との帯域のシェアを許可する契約を「ISP」から許諾を得なければなりません。

8.<トラブルへの対応>

店舗と FON スポット利用者の中で生じた接続の不具合等のトラブルについては一次的には店舗自らが対応しなければなりません。店舗にて解決できない技術的な問題などについては FON がサポートいたします。

9.<譲渡・廃止>

店舗が FON スポットの譲渡及び廃止を希望する場合には、FON (info@fonjapan.co.jp) に対して電子メールにて「ルーターの解除申請」を行わなければなりません。

10.<警告及び契約の解除>

FON は、以下のような事実を発見した場合には、必要に応じて警告をするとともに、すみやかに是正されない場合には契約を解除いたします。

- ①店舗が行う行為が電気通信事業を営む行為に該当するにも関わらず電気通信事業法に基づく登録または届出を行わない場合
- ②店舗が行う行為が通信の秘密を侵害している場合
- ③FON への連絡なく、譲渡や廃止等を行った事実を発見した場合

附則

1.この「カフェ・飲食店等の店舗が FON スポットを設置することに関する特記事項」は 2008 年 4 月 1 日から実施します。